

武蔵村山市協働事業提案制度 平成29年度実施事業評価報告書



平成30年6月

武蔵村山市

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを推進するため、平成１７年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、平成１８年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』を策定しました。

平成２０年度には、指針に掲げる市民協働の基本的な考え方を具体的に実現するための第一歩として、「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成２１年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

協働事業提案制度は、平成２２年３月に武蔵村山市市民協働推進会議から報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成２３年度に創設された制度です。この制度により、平成２３年度から平成２８年度までの間に延べ２６事業が協働事業として採択され、翌年度に事業が実施されています。本制度による事業の成果を今後の協働事業に生かし、より質を高めていくとともに、本制度の信頼性・透明性の向上を図ることを目的として、武蔵村山市協働事業提案制度平成２９年度実施事業報告会を開催しました。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあると同時に、行政だけでは対応が困難な場合があります。市政への市民参加を促進し、市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」は、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えます。

平成３０年６月

武蔵村山市長 藤 野 勝

目 次

はじめに

1 協働事業提案制度の概要	 1
2 募集から報告会までの経過	 1
3 事業評価	 2
4 平成29年度実施事業の評価結果	 3
5 平成29年度実施事業内容	 5
(1) ムラッパーの武蔵村山市PR作戦	 6
提案団体：むさし村山ストリートダンス協会	
(2) 中世・村山郷を中心に活躍した	
「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし第3弾	 14
提案団体：武士団・村山党の会	
(3) 武蔵村山市を花と緑あふれる素敵なまちにして	
癒しの景観を創る	 21
提案団体：グラシオスプラントパートナー	
資料編	 28
資料1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱	
資料2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿	
資料3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領	
資料4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱	
資料5 武蔵村山市協働事業提案制度平成29年度実施事業報告会実施要領	



1 協働事業提案制度の概要

協働事業提案制度は、武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の営利を目的とせず社会貢献活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）の専門性や柔軟性等をいかした公益性の高い事業の提案を募集することにより、提案した団体が市と協働して事業を実施することで、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目的とする制度です。

本制度は、将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とした「団体育成型事業部門」と、事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と協働で行う「協働型事業部門」の2種類の事業について募集を行いました。

「団体育成型事業部門」は、協働型事業への発展を見据えた事業であることを前提として最大2年間の実施とし、1事業あたり25万円を限度額として補助金が交付されます。

「協働型事業部門」は、事業を発展させていくことを前提に3年計画で事業を企画し、1事業あたり1年目は80万円、2年目は70万円、3年目は60万円を限度額として補助金が交付されます。

2 募集から報告会までの経過

武蔵村山市協働事業提案制度平成29年度実施事業の流れは以下のとおりです。

【平成28年度】●武蔵村山市協働事業提案制度（平成29年度実施事業）の周知

・市ホームページ及び市報に掲載、募集チラシの配布等



●提案の募集

- ・募集期間 平成28年5月1日（日）から同年8月19日（金）まで
- ・提案件数 4件



●市民協働推進会議の開催

- ・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催
- 公開プレゼンテーション 平成28年11月1日（火）
- 公開プレゼンテーション 平成28年11月8日（火）



【平成29年度】●協働事業の実施



【平成30年度】●実施事業報告会 平成30年4月19日（木）、26日（木）

3 事業評価

平成29年度実施事業報告会は、武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき行われました。

実施団体は、武蔵村山市協働事業提案制度実施事業自己評価票に基づき自己評価を行い、これに基づき事業報告を行いました。報告後、出席者（武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）委員及び一般参加者）との質疑応答を行い、必要に応じて推進会議委員から助言を行いました。

全団体報告終了後、推進会議において以下の評価項目により事業評価を行いました。

【評価項目】

- (1) 現状・課題・目的 市の現状・課題を適切に把握していたか。
地域課題解決につながったか。
目標を達成することができたか。
- (2) 事業内容 事業の実施方法や手法はどうだったか。
設定した事業の効果は得られたか。
事業スケジュールは問題なかったか。
事業の実施体制はどうだったか。
効率的なコストで事業運営ができたか。
- (3) 協働という事業形態 （◎は協働型事業のみ、●は団体育成型事業のみ）
市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか。
協働事業として実施する意義があったか。
◎協働相手は妥当だったか。
◎事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか。
◎事業の進捗状況などについて情報交換等意思疎通は充分だったか。
◎単独で実施するより効果的・効率的に実施できたか。
◎問題発生に際し、適切に対応したか。
◎今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか。
●協働型事業への発展が見込めるか。
- (4) 実施能力 事業を実施して、団体の実施能力は向上したか。
事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか。
- (5) 事業実施を通して学んだこと。
- (6) 新たな課題・ニーズでの気づき。

4 平成29年度実施事業の評価結果

平成29年度実施事業の事業評価は、以下のとおりです。

事業部門	提案事業名	事業評価による得点					
	提案団体名	得点 a (満点 b) 【得点率 a/b×100】					
		現状・課題・目的	事業内容	協働という事業形態	実施能力	事業実施を通して学んだこと、新たな課題・ニーズへの気付き	合計
協働型	ムラッパーの武蔵村山市PR作戦	128 点 (150 点)	208 点 (250 点)	359 点 (400 点)	91 点 (100 点)	89 点 (100 点)	875 点 (1000 点)
	むさし村山ストーリーダンス協会	【85.3%】	【83.2%】	【89.8%】	【91%】	【89%】	【87.5%】
主な意見等							
協働担当課と良好な関係が築けており、多くのイベントに参加できたことで、武蔵村山市のPRに成果を上げていることが伺える。また、新しいキャラクターの作成や YouTube への動画投稿などのPR案を持っており、今後の活動に期待できる。 今後はPRの影響の強いイベントを厳選して参加することや、知名度が上がっていることを踏まえ、なりすましの防止や商標登録の検討、活動が停滞しないようムラッパーの破損しやすい部品を購入する等、円滑な活動が行えるよう工夫していただきたい。また、缶バッジ作成機の有料貸出及びイベントへの出演料の自己財源確保の取組を始めているが、まだまだ補助金に頼っている状況であり、さらなる収支改善方法を検討していただきたい。							
協働型	中世・村山郷を中心に活躍した「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし	117 点 (135 点)	190 点 (225 点)	311 点 (360 点)	83 点 (90 点)	80 点 (90 点)	781 点 (900 点)
	武士団・村山党の会	【86.7%】	【84.4%】	【86.4%】	【92.2%】	【88.9%】	【86.8%】
主な意見等							
甲冑作りから武者行列、講演会、村山党バンドと多岐にわたり活動しており、今後の活動として市内高等学校演劇部との連携を企画しており、事業展開が期待できる。また、以前より広報活動が充実しており、多くの市内外のイベントに参加できたことで、本市のPRに貢献しており、協働による効果も見られた。 今年度で協働事業は終了するが、今後は会員の高齢化等により活動が低下しないよう、団体メンバーの増員にも注力していただきたい。また、村山党の会が所有している甲冑の賃貸の充実、及び甲冑づくりの料金形態の変更を検討するなど、自主財源の確保に向けての考えを持っているようであるが、今後も更に創意工夫をしていただきたい。							

協働型	武蔵村山市を花と緑あふれる素敵なまちにして癒しの景観を創る	87 点 (135 点) 【64.4%】	139 点 (225 点) 【61.8%】	215 点 (360 点) 【59.7%】	55 点 (90 点) 【61.1%】	59 点 (90 点) 【65.6%】	555 点 (900 点) 【61.7%】
	グラシオスプラントパートナー						
主な意見等							
一部予定していた講座を実施できなかったが、公共施設の景観改善には効果は十分あり、このような事業を市と協働して取り組むことは意義があると認められる。 一方で事業実施に当たり、協働事業としては協働担当課との意思疎通が図られていないことが見受けられ、事業計画を立てる際に、より綿密な調整をする必要があったと思われる。 協働型3年目ということで、今年度で協働事業は終了するが、今後は団体としての人員の確保や、事業を継続していくための財源の確保について、マネージメント等を専門的に出来る人材の採用や、花苗からではなく経費の少ない種から育成する講習会に変える等の努力をしていただきたい。							

5 平成29年度実施事業内容

提案団体から提出された協働事業結果報告書は、次のとおりです。

- (1) ムラッパーの武蔵村山市PR作戦 … 6

提案団体：むさし村山ストリートダンス協会

- (2) 中世・村山郷を中心に活躍した

「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし第3弾 …… 14

提案団体：武士団・村山党の会

- (3) 武蔵村山市を花と緑あふれる

素敵なまちにして癒しの景観を創る …… 21

提案団体：グラシオスプラントパートナー

平成30年3月30日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 むさし村山ストリートダンス協会
所在地 武蔵村山市大南5-56-1-205
代表者職・氏名 代表 佐藤 哲子

協働事業提案制度事業結果報告書

平成29年度における協働事業の実施が終了したので、その成果等を下記のとおり報告します。

記

1 実施事業について

実施日時又は期間	別表（活動のまとめ）のとおり
対象者の範囲及び人数	イベントから参加者40万人を超えるイベントまで、多数。
実施事業内容	当協会の非公認キャラクター「ムラッパー」を活用し、武蔵村山市内外のイベントに多数参加し、武蔵村山市をPRした。 協働相手の観光課と連携し、多大な協力をいただき、近隣市のキャラクターとのコラボも複数回実施、他市で実施されたイベントで武蔵村山市の宣伝も充分できた。
具体的な活動状況	活動のまとめ通り、数多くのイベントで市のPRができた。 市の発行した観光関連パンフだけでなく、宣伝のための配布物も、観光課と検討しクリアファイルの他に、ポケットティッシュを3種作り配布した。
事業の成果	※ 事業実施により課題がどのように解決したかを具体的に記入してください。 担当課の努力もあり、かなり広範囲にわたり、宣伝活動ができた。ブース出展できるイベントで、お客様が立ち止まっていただけるよう、担当課のアイディアで、缶バッジマシンを導入し、ぬり絵コーナーを設けるといった新たな取り組みも始まり、今後活用の幅を広げることでさらなるPR活動につながる見通しもできた。

2 今後の展望

※ 団体育成型事業の提案者は、将来、市とどのように協働事業を展開したいのか詳しく記入してください。

本事業終了後に向けて、これまでの活動をもとにつながりを広げ、交流を深める。

■当団体主催のキャラクターイベントの実現に向けて、

1. すでに共演実績のある近隣市のキャラクター

互いのイベントに積極的に参加しあい交流を深めたい。

うまべえ（東大和市）・ところん（所沢市）・ニンニンくん（清瀬市）・たっけー（福生市）
にしこくん（国分寺市）・はっちお〜じ（八王子市）・ひがっしー（東村山市）

ぶるべー（小平市）・ひのじゃがくん（日野原村）・ウドラ（立川市）・永どん（多摩市永山）
はむらん（羽村市）・ムサシ DAN くん（武蔵野市）

2. 多摩地域を中心に、つながりを持ちたいキャラクター

稲城なしのすけ（稲城市）・くるりん（立川市）

3. ゲストとして招きたいキャラクター（キャラクター仲間）

おおふなトン（岩手県大船渡市）・さのまる（栃木県佐野市）・調整豆乳くん（秋葉原）
カモ虎課長（虎ノ門）

4. ご当地キャラ協会の専門的なアドバイスや協力をいただくため

協会からお声掛けいただいた事業には、可能な限り参加する。

■缶バッジマシンを活用した PR 活動

市内外のイベントで、ブース出展できる場合は、ムラッパのぬり絵だけでなく武蔵村山市に関するぬり絵を来場者に塗ってもらい、缶バッジにする PR。

次年度は、スマホから写真印刷できるプリンターを購入し、その場でムラッパと撮影したツーショット写真を缶バッジにするサービスも開始する。

■広報活動の展望

団体でなかなか取り組めなかった SNS 等の活用による広報活動は、市担当課の協力で実施することができた。団体がイオンからイエローレシートキャンペーンでいただいた補助金を利用して 4 K ビデオを入手したので、次年度は動画による広報活動も行っていく。

以上、協働事業最終年度である次年度は、近隣市との協働体制強化と PR 活動の充実を目指して、自立に向けた事業展開をしたい。

（添付書類）

- （1） 協働事業自己評価書（第 7 号様式）
- （2） 協働事業提案制度収支決算書（第 8 号様式）
- （3） 協働事業の内容がわかるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

（日本工業規格 A 列 4 番）

活動のまとめ (2017. 4. 1～2018. 3. 31)

	出演イベント		その他		会議・打ち合わせ	
4	1 土	さくらまつり (実)	11 火	AEON : Vigoes	11 火	MSDA定例会
	2 日			H28 協働事業報告会		
	15 土	イオンストリートダンスフェスタ				
	16 日	イエローレシート贈呈式				
	23 日	DANCE ALIVE HIRO'S				
5	14 日	トレッサ横浜ダンスイベント	1 月	市長室表敬訪問(優勝報告)	9 火	MSDA定例会 (大船渡寿司)
	21 日	市民発! 元気フェスタ	11 木	AEON : s. i. t. Kids	16 金	12/3打合せ
6	3 土	ご当地キャラ子ども夢フェスタ	11 日	AEON : SPHERE	13 火	MSDA定例会
	4 日	inしらかわ				
	17 土	イオンモールWEGO開店イベント				
	18 日					
7	22 土	10小親子夏祭り	11 火	AEON : POWER GIRLUTIONS	4 火	武士団打合せ
	22 土	東大和bigboxイベント			11 火	MSDA定例会
	16 日	ひまわり畑開園式 (市)			11 火	7/29社明運動打合せ
	29 土	社会を明るくする運動			11 火	デエダラまつり実行委員会
8	11 金	東久留米・武蔵村山ハンドボールフェスティバル (市)	11 金	AEON : s. i. t. Kids	8 火	MSDA定例会
			18 金	武士団振り落とし	10 木	デエダラまつり実行委員会
	26 土	観光納涼花火大会			17 木	デエダラまつり全体会
9	17 日	東大和おどりフェスタ	11 月	AEON : POWER GIRLUTIONS	2 土	電チョモ25周年打合せ
	23 祝	みんなの防災×ソナエ			12 火	MSDA定例会
	24 日				21 木	モノレール役員会
10	7 土	都市緑地フェア(八王子市)(市)	4 水	協働事業交流会	10 火	MSDA定例会
	8 日	第二小学校運動会			10 火	デエダライイベント部会
	9 祝	みんなの体育館			16 月	デエダラ実行委員会全体会
	14 土	体育協会50周年記念行事	11 水	AEON : Vigoes	17～20	デエダラ準備
	14 土	よってかつしえ (ダイエー) (市)	26 木	協働事業プレゼン	20 金	ムラッパース山車移動
	15 日					
	21 土	デエダラまつり				
	22 日					
11	3 祝	JAF関東本部600万人会員達成記念催事(市)	11 土	AEON : Peach Jam	14 火	MSDA定例会
	4 土	狭山丘陵周辺6団体合同イベント				
	6 月	日本橋イベントスペース				
	11 土	第7回FOODグランプリ (市)				
	12 日					
	19 日	JAFデーat東京サマーランド				
	25 土	世界キャラクターさみっとin羽生				
12	3 日	むさむらダンスコネクション	11 月	AEON : esFlyyed	12 火	MSDA定例会
	10 日	アキバ★エンタメマラソン (キャラスポ祭)				
1	8 祝	成人式 (市)	11 木	AEON : Dance Spirits!	16 火	MSDA定例会
	28 日	全国観光PRコーナー (スカイツリー)				
2	3 土	日米交流音楽会	11 日	AEON : SPHERE	13 火	MSDA定例会
	11 日	エキュート武蔵村山PRコーナー出演				
	11 日	The friendsオールディーズlive ムラッパースメンテナンス (2/15～3/20)				
3	4 日	生涯学習フェスティバル、オファーが遅くお断り	11 日	AEON : Shine Kids	13 火	MSDA定例会
	10 土	のぞみまつり				

雨天中止

出演辞退

メンテナンス中のため出演辞退

第9号様式(第16条関係)

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	むさし村山ストリートダンス協会
提案事業名	ムラッパの武蔵村山市PR作戦
市担当課	※市担当課が評価する場合に記入してください。

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い ← → 低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	⑤	4	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	④	3	2	1
	目標を達成することができたか	5	④	3	2	1
＜上記評価の理由＞ 「知名度を高める」という単純なようで、成果を明確に数値で表せない課題であるが、市と団体が目的を共有することができ、おおむね計画通りに達成できたと客の反応から実感できた。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	④	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	④	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	③	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	④	3	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	④	3	2	1
＜上記評価の理由＞ 担当課である観光課の協力を全面的に受けられたことで、宣伝物も効果的なものを作成でき、事業の実施回数は計画より多く実施できた。ただ、スケジュールが過密すぎて、市が依頼を断らざるを得ないケースもあり、団体としてはスタッフの調整が難しかった。 SNS等による発信がなかなかできなかったが、その部分も担当課が市のFB等で協力をいただけたのでとても助かった。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	④	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	⑤	4	3	2	1
	協働相手は妥当だったか	⑤	4	3	2	1
	事前の話し合いを十分に 行い、役割は明確になって いたか	⑤	4	3	2	1
	事業の進捗状況などについて 情報交換等意思疎通は充分 だったか	⑤	4	3	2	1
	単独で実施するより効率的・ 効果的に実施できたか	⑤	4	3	2	1
	問題発生に際し、適切に 対応したか	⑤	4	3	2	1
	今後の課題と改善策をお互いに 話し合ったか	⑤	4	3	2	1

＜上記評価の理由＞

市民活動団体等の持つ特性は昨年までの取り組みでも充分発揮できている。今回は特に、担当課と密に連絡を取り合い、万全の協力体制で臨むことができたことで、これまでにない充実した取り組みとなった。

実施能力	事業を実施して、団体の 実施能力は向上したか	5	④	3	2	1
	事業の結果を踏まえた 今後の展望を明確に 持っているか	5	④	3	2	1

＜上記評価の理由＞

実施能力の向上は、団体内で直接かかわるメンバーの発掘ができた。また協働事業終了後を考えながら、活動を広げることができたことで、団体主催で取り組むイベント企画等、具体的な今後の展望を持つことにつながった。

事業実施を通して学んだことは何か

担当課とがっちりスクラムを組むために、事業以外の情報も常に共有することを心掛けこともあり、ひとつひとつの取り組みを両者が主体的に考えることにつながった。その結果、様々な新たなイベントへの参加・近隣市のキャラクターとの交流・宣伝物の効果的活用・客の足を止める工夫等、新たな展開が多かった。来年度の協働では、担当課の協力で動画を活用した広報にも取り組むことを計画している。

新たに気付いた課題は何か

出演回数が増え、キャラクターを酷使したために、だいぶ傷んできたので、年度末制作会社に修理依頼をしたところ、1カ月以上の時間がかかり、いくつかの依頼を断る結果となったが、「ムラッパ入院中！」と主催者側が表現してくれたことで、子どもたちのダンスでカバーすることができたが、修繕の期間を確保することが非常に難しかったので、今後の課題としてあらかじめ予定を入れておく必要を感じた。

協働事業提案制度収支決算書

提案団体名	むさし村山ストリートダンス協会				提案事業名	ムラッパ－の武蔵村山市PR作戦			
実施年度	平成29年度					平成30年度		平成31年度	
	項 目	予算額(A)	決算額(B)	積算内容(数量、単価等)	増減(A)－(B)	項 目	金 額	項 目	金 額
【収入の部】	協働型事業補助金	700,000	700,000		0	協働型事業補助金	600,000	協働型事業補助金	0
	協会本会計より	97,560	66,413		31,147	協会本会計より	170,000	出演料 協会本会計より	100,000 200,000
収入合計		(C)	766,413				770,000		300,000
【支出」の部】	人件費	120,000	139,000	有償スタッフ(白河・羽生・各種イベント・行政宣伝ブース)	△ 19,000	人件費	120,000	人件費	10,000
	車両借料	60,000	49,780	車輛借料(5日)	10,220	車両借料	50,000	車両借料	40,000
	交通費	62,560	47,440	高速・ガソリン・運賃(白河・羽生・横浜・都内・八王子)	15,120	交通費	60,000	交通費	20,000
	宿泊費	75,000	62,990	宿泊費(白河・羽生)	12,010	宿泊費	90,000	宿泊費	0
	参加費	80,000	75,500	白河・羽生・(元気フェスタ)・花火大会・デエダラまつり	4,500	参加費	80,000	参加費	40,000
	印刷費	50,000	28,559	名刺・ポイントカード作成費	21,441	印刷費	30,000	印刷費	20,000
	繕写費	100,000	0	ムラッパ－部品修理(自主財源で支出)	100,000	繕写費	200,000	繕写費	100,000
	宣伝費	250,000	185,608	クリアファイル・ポケットティッシュ	64,392	宣伝費	50,000	宣伝費	0
	備品費	0	99,162	缶バッチマジシン・ウォークマン・スピーカー	△ 99,162	備品費	20,000	備品費	20,000
	消耗品費	0	50,205	イベント材料・CDプレーヤー・消臭剤・その他	△ 50,205	消耗品費	30,000	消耗品費	30,000
	音響謝礼	0	0	イオダンスフェスタ音響関係(自主財源で支出)	0	音響謝礼	20,000	音響謝礼	20,000
	通信費	0	14,440	暑中見舞い・年賀状への返信	△ 14,440	通信費	10,000		
	雑費	0	13,729	運搬費・支払手数料・他	△ 13,729	雑費	10,000		
支出合計		(D)	766,413				770,000		300,000
収支差額(C)－(D)			0				0		0

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考してください。

2 自己財源、他の補助金を充当して事業を実施した場合は、必ず記入してください。

第9号様式(第16条関係)

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	むさし村山ストリートダンス協会
提案事業名	ムラッパーの武蔵村山市PR作戦
市担当課	観光課

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い<----->低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	⑤	4	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	④	3	2	1
	目標を達成することができたか	5	④	3	2	1
<上記評価の理由> 多くの人達に武蔵村山の魅力を知っていただくため、イベントに積極的に参加し、武蔵村山の魅力スポットが紹介されている「ムラッパー」のグッズや市のパンフレットを配布して市内外に武蔵村山市をPRした。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	④	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	⑤	4	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	③	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	④	3	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	⑤	4	3	2	1
<上記評価の理由> イベントスケジュールや情報共有などの連絡を担当者と密に取り、円滑に事業が行われた。しかし、イベントに参加することが先行してしまい過密なスケジュールになってしまったので、ただイベントに参加するのではなく精査する必要がある。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	④	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	④	3	2	1
	協働相手は妥当だったか	5	④	3	2	1
	事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか	⑤	4	3	2	1
	事業の進捗状況などについて情報交換等意思疎通は充分だったか	5	④	3	2	1
	単独で実施するより効率的・効果的に実施できたか	⑤	4	3	2	1
	問題発生に際し、適切に対応したか	5	④	3	2	1
	今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか	5	④	3	2	1

<上記評価の理由>

郷土愛を育むような名称やうどんなどをモチーフにしてキャラクターを創造し武蔵村山のPRにもつながった。地域活性化と観光振興の観点からキャラクターの役割が大きく、非公認キャラクターであったが観光課として協働相手として適当であった。

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	⑤	4	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	⑤	4	3	2	1

<上記評価の理由>

市内で地域に密着した独自のゆるキャライベントをするという明確な展望を持ち事業に取り組んでいる。また、協働事業実施2年目ということもあり、イベントへの参加等各事業とも円滑に行い、他のキャラクターとのコラボやムラッパーのグッズ作成など新たな試みを実施した。

事業実施を通して学んだことは何か

むさし村山ストリートダンス協会の会員や参加者の地域貢献や市民の郷土愛を実感するとともに、「ムラッパー」のもつ潜在的な可能性を理解した。

新たに気付いた課題は何か

キャラクターという独自の世界観で人々を魅了し、存在感を発揮した。ムラッパーというユニークなネームやダンスが踊れるというキャラクターで多くの人に愛されており、新たな地域資源となり得る。そのため、協働事業が終了してからどのように「ムラッパー」と連携していくのが重要である。

平成30年 3月 30日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 武士団・村山党の会
所在地 武蔵村山市残堀1-42-1
代表者職・氏名 井上 昇

協働事業提案制度事業結果報告書

平成29年度における協働事業の実施が終了したので、その成果等を下記のとおり報告します。

記

1 実施事業について

実施日時又は期間	平成29年4月1日～平成30年3月30日
対象者の範囲及び人数	毎週実施の手作り甲冑教室や3回の講演会及び各種イベントで市内外の大勢の方に「村山党」と「武蔵村山」のPRができた。
実施事業内容	手作り甲冑教室と郷土史講演会の開催及び、市観光課との協働による観光PR、市内外のお祭りや各種イベントでのPRと、市内大型ショッピングセンター（ダイエー・イオンモール）での村山党甲冑体験等を実施した。
具体的な活動状況	■手作り甲冑教室（毎週土曜日午後） ■郷土史講演会（第7回～第9回：計3回） ■観光課との協働での観光PRイベントに参加 ■市内のお祭りイベントに参加 ■市外のお祭・展示会等に参加し他地域との交流 ■市内第一中学校のチイキチイキフェスティバルの講座を担当 ■市内のダイエー及びイオンモールの大型店舗において村山党甲冑体験を実施
事業の成果	■上記の活動によって、大変多くの方に、村山党と甲冑に興味をもってもらうことができた。30領の甲冑の財産ができた。 ■3回の郷土史講演会もそれぞれ満員の参加者があり、武蔵村山の歴史や村山党の歴史について多くの方に知ってもらうことができた。 ■他市のイベントにも積極的に参加し、市外の大勢の方に武蔵村山をPRできた。 ■村山党バンドを結成し、新たなPR展開ができた。 ■村山党紹介冊子（村山党歴史考証・脚本村山党物語）を出版できた。

2 今後の展望

3年間の協働事業の実績と経験を活かして、今後は次のような活動を展開していきたいと考えています。

1) 会費制による手作り甲冑教室（6か月間）を開催し、自前の甲冑を持つ人を増やして、街おこし活動と一緒に参加してくれる人を増やす。（平成30年11月スタート）

2) 大変好評だった郷土史講演会を継続して開催する（年2回実施）

*講師は謝礼が少なくても済む、各自治体の学芸員を中心にお願いする。

3) 今後も武蔵村山市観光課と協力しあいながら、観光PRイベントにも積極的に参加していく。

4) 村山党を中心とした武蔵村山の歴史についての調査研究活動を継続していく。

5) 村山党ゆかりの地域（瑞穂町・入間市・所沢市・東大和市・東村山市・日野市等）と連携し、村山党を旗印にした地域間交流を活発化していく。

6) 村山党バンドと村山党甲冑武者のパフォーマンスに磨きをかけて、市内外にアピールしていく。

7) 村山党紹介冊子を活用して、市内の小中学生にも「村山党」を知ってもらう活動を展開する。

8) 村山党紹介冊子の「脚本・村山党物語」を基に武蔵村山高校演劇部と協働しながら、創作劇を上演し、市内外に村山党をPRしていく。

（添付書類）

- (1) 協働事業自己評価書（第7号様式）
- (2) 協働事業提案制度収支決算書（第8号様式）
- (3) 協働事業の内容がわかるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

（日本工業規格A列4番）

第9号様式(第16条関係)

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	武士団・村山党の会
提案事業名	中世・村山郷を中心に活躍した「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし第3弾
市担当課	※市担当課が評価する場合に記入してください。

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い<----->低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	④	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	④	3	2	1
	目標を達成することができたか	⑤	4	3	2	1
<上記評価の理由> 市内外の様々なイベントに参加し、各イベントの盛り上げに一定の貢献ができ、認知度が低く大きなセールポイントがない武蔵村山のPRに貢献できたと思う。様々なアピール方法や表現力を磨くことができ、今後の活動に繋がる大きな財産(甲冑30領と村山党紹介冊子出版)をつくることができた。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	④	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	④	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	④	3	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	④	3	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	④	3	2	1
<上記評価の理由> 事業を計画・効率的に実施することができ、効果についても満足できるものとなった。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	④	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	④	3	2	1
	協働相手は妥当だったか	⑤	4	3	2	1
	事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか	5	④	3	2	1
	事業の進捗状況などについて情報交換等意思疎通は充分だったか	5	④	3	2	1
	単独で実施するより効率的・効果的に実施できたか	⑤	4	3	2	1
	問題発生に際し、適切に対応したか	5	④	3	2	1
	今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか	5	④	3	2	1
<上記評価の理由> 協働事業という事業形態を有効に活用することができ、大きな成果が得られた。						

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	⑤	4	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	⑤	4	3	2	1
<上記評価の理由> 3年間の協働事業を通して、多くのノウハウと財産を構築できたので、今後の活動展開が明確になった。						

事業実施を通して学んだことは何か

継続することの大切さと、表現力やパフォーマンスの重要性を学んだ。

新たに気付いた課題は何か

活動資金の継続的な調達方法と、効果的な広報宣伝活動

協働事業提案制度収支決算書

提案団体名	武士団・村山党の会				提案事業名	中世・村山郷を中心に活躍した「武士団・村山党」を活かした地域おこし第3弾			
実施年度	平成29年度					平成30年度		平成31年度	
【収入の部】	項 目	予算額(A)	決算額(B)	積算内容(数量、単価等)	増減(A)－(B)	項 目	金 額	項 目	金 額
	市補助金	700,000	700,000		0	会員会費	60,000	会員会費	75,000
	自己財源	66,500	4,004		62,496	甲冑貸貸料	40,000	甲 冑 貸 貸 料	40,000
						教室参加費	20,000	教室参加費	20,000
収入合計		(C)	704,004				120,000		135,000
【支出の部】	項 目	予算額(A)	決算額(B)	積算内容(数量、単価等)	増減(A)－(B)	項 目	金 額	項 目	金 額
	印刷費	70,000	160,005	コピー代・チラシ・冊子製本	△ 90,005	交通費		交通費	
	消耗品費	340,000	251,129	甲冑材料代等	88,871	報償費		報償費	
	交通費	100,000	14,760	イベント参加の為	85,240	印刷製本費		印刷製本費	
	備品購入費	150,000	26,424	書籍購入(甲冑研究書)	123,576	消耗品費		消耗品費	
	委託料	50,000	220,756	音響費・村山党冊子原稿料等	△ 170,756	委託料		委託料	
	借上料	0	930	講演会会場使用料等	△ 930	賃借料		賃借料	
	報償費	30,000	30,000	講師謝礼(二人)	0	通信費		通信費	
	予備費	17,500	0		17,500	保険料		保険料	
					0	備品購入費		備品購入費	
					0	その他経費		その他経費	
支出合計		(D)	704,004				0		0
収支差額 (C)－(D)			0				120,000		135,000

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 自己財源、他の補助金を充当して事業を実施した場合は、必ず記入してください。

第9号様式(第16条関係)

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	武士団・村山党の会
提案事業名	中世・村山郷を中心に活躍した「武蔵武士団・村山党」を活かした地域おこし第3弾
市担当課	観光課

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い<----->低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	⑤	4	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	④	3	2	1
	目標を達成することができたか	⑤	4	3	2	1
<上記評価の理由> 武蔵村山市の名前の由来にもなっている「村山党」の活動を通して郷土の歴史を広く紹介するとともに、参加者を巻き込む形で郷土愛を育み、住民同士の交流が図ることができた。また、市外の数多くのイベントにも「村山党」のメンバーに登場してもらい、武蔵村山市自体の認知度の向上にも大幅に貢献した。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	④	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	④	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	④	3	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	⑤	4	3	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	⑤	4	3	2	1
<上記評価の理由> 外部講師による講演会など、企画書に即して計画的に事業が行われた。講演会の内容についても充実していたものであり、郷土史への興味を持つ方々にも十分に伝えられるものであり、事業効果も更に高まっていると言える。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	⑤	4	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	④	3	2	1
	協働相手は妥当だったか	5	④	3	2	1
	事前の話し合いを十分に 行い、役割は明確になっ ていたか	5	4	③	2	1
	事業の進捗状況などに ついて情報交換等意思 疎通は充分だったか	5	4	③	2	1
	単独で実施するより効率 的・効果的に実施でき たか	5	④	3	2	1
	問題発生に際し、適切に 対応したか	5	4	③	2	1
	今後の課題と改善策をお 互いに話し合ったか	5	④	3	2	1

<上記評価の理由>

武士団・村山党の会が主体的に事業を行い、当課は主にツイッターやフェイスブックを通じた事業の周知や各イベント参加時の協力を担った。地域活性化と観光振興の観点から当課が協働相手となり、多くの観光系イベントへの出演を行ったため、協働相手として妥当であったと言える。

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	④	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	5	④	3	2	1

<上記評価の理由>

協働事業実施最終年度であるが、講演会も盛況に開催されるなど、各事業とも滞りなく実施をしていた。千葉県館山市で行われる南総里見まつりへの出演や創作演劇「村山党物語」の上演も予定しており、活動の幅を広げていく。

事業実施を通して学んだことは何か

武士団・村山党の会の会員や参加者の地域貢献自己表現の意識の高さを実感するとともに、「村山党」のもつ潜在的な可能性を理解した。

新たに気付いた課題は何か

村山党が持つ「発信力」をもっと生かしていくということが重要であるので、連絡を密に取ることはもちろんとして、実現すべきビジョンを共有していきたい。
「村山党」を通し、市民が本市の歴史に興味を持ち、郷土愛が深まっていくことにより、更なる地域振興と観光振興が図られる。「村山党」は新たな地域資源と考え、これからも色々な場面とともに歩んでいくべきである。

平成30年3月30日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 グラシオスプラントパートナー
 所在地 東京都武蔵村山市中原1-9-36
 代表者職・氏名 佐藤由美子

協働事業提案制度事業結果報告書

平成29年度における協働事業の実施が終了したので、その成果等を下記のとおり報告します。

記

1 実施事業について

実施日時又は期間	H29. 4. 1～H30. 3. 30
対象者の範囲及び人数	市民向け講習会20名 植栽手伝い 15名
実施事業内容	公共施設周辺の植栽・景観の改善 1. 市役所周辺景観の改善 2. 市民総合センター・福祉会館・ふれあいセンター入口 市民向け講習会の実施 小学生向け講習会の実施
具体的な活動状況	①. 市役所周辺の植栽・メンテナンス・水遣り 5月3回 6月3回 7月2回 8月1回 9月1回 11月1回 12月1回 3月2回 ②. 市民総合センター・福祉会館・ふれあいセンター植栽 5月3回6月3回11月3回12月3回3月3回 ③市民向け講習会の実施 5月1回 ④小学生向け講習会の実施 7月1回
事業の成果	市役所周辺の植栽は引き続き、市民総合センター・福祉会館・ふれあいセンターを新たに加え癒しの景観を作れた。 市民向け講習会の実施は、各家庭への景観の改善のサポートとなった。 小学生向けの講習会は、未来を担う子供たちの情操の教育につながられた。

2 今後の展望

私たちの協働推進事業も団体育成型から始まり3年、それから継続で協働型を3年、計6年間やってきました。

団体育成の時は、小学校を対象に、子供たちと学校の花壇に花や野菜を植え、花育を行ってきました。

その後市内を花いっぱいになりたいとの思いから、今の事業では、市内6か所（市役所周辺、カタクリ温泉入口、情報館榎、市民総合センター、ふれあいセンター、福祉会館）など景観の改善をし、各家庭にスキルアップしてもらったり、子供たちに花を好きになってもらおうと講習会も行ってきました。

その他、事業外でも、国体の植栽の手伝いや中学生の花育も行ってきました。

今後も、できることなら活動費の予算が取れて、これからももっともっと市内を花と緑で癒しの景観を作っていきたいと思っているところではありますが、現状は、活動費の確保が難しいという事、活動できるメンバーが少なくなってきたという、問題があります。

平成30年度は、上記のことを踏まえ、これからの活動をじっくり考える年にしていきたいと思います。

なお、市役所周辺は、市の総務課から活動費がいただけるので継続していきます。

また、活動メンバーに関しては、市報や「コラボバ」等の紙面にてボランティアさんの募集を呼び掛けていけたらと思っています。

(添付書類)

- (1) 協働事業自己評価書（第7号様式）
- (2) 協働事業提案制度収支決算書（第8号様式）
- (3) 協働事業の内容がわかるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

(日本工業規格A列4番)

第9号様式(第16条関係)

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	グラスオスプラントパートナー
提案事業名	武蔵村山市を花と緑あふれる素敵なまちにして癒しの景観を創る
市担当課	※市担当課が評価する場合に記入してください。

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い<----->低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	④	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	④	3	2	1
	目標を達成することができたか	5	4	3	②	1
<上記評価の理由> 予定していた活動が出来なかったため、目標達成をすることが出来ないことから②の評価があります。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	④	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	④	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	3	②	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	③	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	④	3	2	1
<上記評価の理由> 打ち合わせの時間がなかなか取れなかった事、スタッフとのスケジュール調整ができなかったので②の評価となりました。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	④	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	4	③	2	1
	協働相手は妥当だったか	5	④	3	2	1
	事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか	5	④	3	2	1
	事業の進捗状況などについて情報交換等意思疎通は充分だったか	5	4	③	2	1
	単独で実施するより効率的・効果的に実施できたか	5	④	3	2	1
	問題発生に際し、適切に対応したか	5	④	3	2	1
	今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか	5	④	3	2	1

<上記評価の理由>

各植栽場所ごとに担当課を付けただろうかという意見も出ていましたが、やはり環境課公園緑地Gが妥当だと思いました。

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	④	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	5	4	③	2	1

<上記評価の理由>

団体の実施能力は活動自体スキルの上がる事ですので向上しました。展望は別紙(8号様式)に書いた通りです。

事業実施を通して学んだことは何か

継続していくという事の難しさを知りました。景観が良くなることにより、市民の方々から、「きれいですね、癒されますね」というお言葉をかけていただけた事が、スタッフの活動の力になっていたと思います。

新たに気付いた課題は何か

これからの活動費をどのようにして生み出していくか、活動していけるメンバーの人数確保、継続していくための工夫が課題となると思います。

協働事業提案制度収支決算書

提案団体名	グラシオスプラントパートナー				提案事業名	武蔵村山市を花と緑あふれる素敵なまちにして癒しの景観を創る			
実施年度					平成29年度	平成30年度			
【収入の部】	項 目	予算額(A)	決算額(B)	積算内容(数量、単価等)	増減(A)－(B)	項 目	金 額	項 目	金 額
	補助金	700,000	700,000		0	植栽費	130,000	未定	
	自己財源	40,000	40,000	会費から充当 2,500円×12名＝30,000	0				
	講習費	170,000	37,000	700円×10名＝7,000	133,000				
収入合計		(C)	777,000				130,000		0
【支出の部】	項 目	予算額(A)	決算額(B)	積算内容(数量、単価等)	増減(A)－(B)	項 目	金 額	項 目	金 額
	人件費	417,800	393,510	910円×61時間＝55,510	24,290	人件費		人件費	
	交通費	6,000	6,139	15,000円×1人 38,000円×1人 3,000円×95時間＝285,000		交通費		交通費	
	印刷製本費	6,200	0		6,200	印刷製本費	130,000	印刷製本費	
	消耗品費	370,000	297,351			消耗品費		消耗品費	
	委託料	50,000	80,000	ガソリン代130円×47.22＝6,139	△ 139	委託料		委託料	
	賃借料	0	0			賃借料		賃借料	
	通信費	0	0	花苗、肥料、土、容器代	72,649	通信費		通信費	
	保険料	0	0	水道引き込み工事、水道撤去工事	△ 30,000	保険料		保険料	
	備品購入費	60,000	0		60,000	備品購入費		備品購入費	
						その他経費		その他経費	
支出合計		(D)	777,000				130,000		0
収支差額 (C)－(D)			0				0		0

注1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 自己財源、他の補助金を充当して事業を実施した場合は、必ず記入してください。

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	グラシオスプラントパートナー
提案事業名	武蔵村山市を花と緑あふれる素敵なまちにして癒しの景観を創る
市担当課	協働推進部環境課

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い<----->低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	④	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	④	3	2	1
	目標を達成することができたか	5	4	3	②	1
<上記評価の理由> 公共施設への植栽を実施すると共に、植栽を市域全体に広げるため、市民を対象とした講習会を開催して、300人の受講者を排出することにより、みどりを増やすための人を増やすことを目的としていたが、結果として一部公共施設への植栽が未実施となり、また、講習会の回数と参加者数が少なかった。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	4	③	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	4	③	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	3	②	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	3	②	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	④	3	2	1
<上記評価の理由> 計画の推進に当たり、例えばかたり温泉の植栽について、休館期間の延長など、問題が発生したときは随時に問題解決にあたるべきであった。また、当初計画していた講習会の開催日数について、目標を達成できなかった。 「事業の実施体制はどうだったか」について、各公共施設に植栽はしたが、定期的な植替え等を行わず、公共施設側に任せきりにしてしまった。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	4	③	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	4	3	②	1
	協働相手は妥当だったか	5	4	③	2	1
	事前の話し合いを十分に 行い、役割は明確になっ ていたか	5	4	3	②	1
	事業の進捗状況などに ついて情報交換等意思 疎通は充分だったか	5	4	3	②	1
	単独で実施するより効率 的・効果的に実施でき たか	5	4	③	2	1
	問題発生に際し、適切に 対応したか	5	4	③	2	1
	今後の課題と改善策をお 互いに話し合ったか	5	4	③	2	1

＜上記評価の理由＞

緑化の推進に関する市担当課は環境課ですが、公共施設に植栽する事業は、各施設所管課との調整が必要なことから「協働という事業形態」について課題が多いことを実感した。特に「協働事業として実施する意義があったか」について、例えば移動範囲が広いこと、公共施設所管職員に専門的知識がないこと、また、植栽の時期や植栽箇所の日程の調整ができなかったことなどの課題が挙げられる。

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	4	③	2	1
	事業の結果を踏まえた 今後の展望を明確に 持っているか	5	4	3	②	1

＜上記評価の理由＞

「事業を実施して、団体の実施能力は向上したか」については、3年目を迎え、回数を重ねるごとに向上している。しかしながら、今後の展望については明確に示すことができなかった。

事業実施を通して学んだことは何か

市役所を訪れる市民の方からの褒めの言葉をいただくことがあり、励みになったが、その反面、公共施設に植栽はしたものの放置され、結果として、枯れた植栽等を市職員が処分していたということがあり、残念であった。花と緑であふれる素敵なまちの実現には、市職員が植栽を保持することへの理解が求められると感じた。

新たに気付いた課題は何か

協働事業者（提案団体）、市担当課、公共施設所管課が密に連携する必要があったが、三者での打合せや調整も殆どできていなかった状況の中で、協働事業者から植栽をした旨の報告を受けて、市担当課は業務の合間に見に行くだけ、公共施設所管課は水やり程度の協力になっていた。協働事業という観点から、それぞれの役割分担を明確にしたうえで、それぞれが責任をもって事業を推進すること、定期的な打ち合わせを実施し進捗を確認することが、課題であった。

資 料 編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

資料 5 武蔵村山市協働事業提案制度平成 29 年度実施事業報告会実施要領

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年 8 月 3 日訓令（乙）第120号

改正

平成24年 3 月27日訓令乙第21号

平成25年 6 月26日訓令乙第114号

平成26年 4 月 7 日訓令乙第42号

平成27年 3 月30日訓令乙第38号

平成29年 6 月30日訓令乙第138号

武蔵村山市市民協働推進会議要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号。以下「実施要綱」という。）第19条第3項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

（2）協働推進部長及び企画財務部長の職にある者

（座長等）

第3条 推進会議に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第5条 第2条第2項第1号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度における実施要綱第17条第2項の規定による報告をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日訓令（乙）第114号）

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則（平成26年4月7日訓令（乙）第42号）

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則（平成27年3月30日訓令（乙）第38号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日訓令（乙）第138号）

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

氏 名	選 出 区 分	備 考
田 中 敬 文	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ア 識見を有する者	東京学芸大学教育学部 准教授
藤 崎 由 美 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山 NPO ネットワーク
山 田 行 雄	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会 事務局長
村 野 哲 也	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
一 色 健 次	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
瀬 口 圭 志	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
金 澤 知 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
清 野 智 美	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
山 田 義 高	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 協働推進部長の職にある者	協働推進部長
高 尾 典 之	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 企画財務部長の職にある者	企画財務部長

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第5条の規定に基づく提案について、実施要綱第8条第2項の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査の通則

審査は、提案団体から提出された応募書類、応募書類に基づく提案団体からのプレゼンテーション及びこれに伴う質疑の結果を踏まえて審査する。

4 審査の方法

審査は書類審査及びプレゼンテーション審査により行い、プレゼンテーション審査対象事業及び採択すべき事業の順位を決定する。ただし、書類審査を行うのは、10事業を超える提案があった場合とし、10事業未満だった場合は、書類審査は行わず、全ての事業の書類を確認し、プレゼンテーション審査により採択すべき事業の順位を決定する。また、プレゼンテーション審査対象事業又は採択すべき事業において、点数が同点の事業がある場合には、出席した委員の投票により順位を決し、得票数が同数のときは、座長の決するところによる。

(1) 書類審査

ア 審査の通則

選考は、提案団体から提出された応募書類(以下「応募書類」という。)のうち、氏名、住所、年齢その他個人を特定する事項を秘匿した上で、応募書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、応募書類について審査委員が別表に掲げる審査基準(以下「審査基準」という。)により5点満点で評価する。

ウ プレゼンテーション審査対象事業の選定

応募書類について各審査委員が評価した点数を集計し、合計点数が満点合計の5割以上の事業であり、上位10団体を目安にプレゼンテーション審査を実施する提案事業として選定する。

ただし、5割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、プレゼンテーション審査対象事業とすることができる。

エ 選定結果の通知

推進会議は、前項の規定による選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

(2) プレゼンテーション審査

ア 審査の通則

書類審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

市民協働推進会議において行う応募書類に基づく提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答によって行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ア) プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 複数の団体により共同して提案された事業である場合は、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第5条各号に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、書類審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第5条の規定による提案の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり15分以内とする。

(オ) プレゼンテーションの開催時には、実施要綱第5条第1号から第4号までの事業提案に係る書類及びプレゼンテーションを行う者が用意した資料を、傍聴のための来場者に配布する。

カ 審査基準

別表に掲げる審査基準により、審査委員が5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。ただし、6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ア) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(イ) 採択に当たっての条件を付することができるものとする。

(ウ) 審査結果の公表に当たっては、採択順位を付するものとする。

ケ 審査結果の通知

推進会議は、前項の規定による審査の結果について、提案団体に通知するものとする。

5 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6 その他

(別表)

審査項目		審査基準	配点基準	
地域的・社会的課題、事業の目的	市の現状から考えられる課題	◎ 客観的データ等を把握し、市の現状を的確に捉えているか。 ◎ 抽出された課題は地域課題、社会的課題を合致し、市民のニーズを捉えているか。	十分に捉えている	5点
	事業目的と達成目標	◎ 事業目的は地域課題を解決するために、適切であるか。 ◎ 実現可能な目標が設定されているか。	おおむね捉えている	4点
事業の内容			普通である	3点
			あまり捉えていない	2点
			全く捉えていない	1点
	事業内容	◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性があるか。 ◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか。	十分に感じられる	5点
	事業効果	◎ 市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果(質の高い又は多様なサービス等を受けることなど)が期待できるか。	おおむね感じられる	4点
事業の内容			普通である	3点
			あまり感じられない	2点
			全く感じられない	1点
	実施体制	◎ 事業を実施する上で必要な知識や経験を有した人員が確保されているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。 ◎ 事業を実施する上で適切な人員数が確保されているか。	十分に期待できる	5点
事業の内容			おおむね期待できる	4点
			普通である	3点
			あまり期待できない	2点
			全く期待できない	1点
事業の内容	スケジュール	◎ 計画どおりに実施が可能であるか。 ◎ 設定した目標を達成できるよう計画的なスケジュールが組まれているか。	十分に感じられる	5点
			おおむね感じられる	4点
			普通である	3点
			あまり感じられない	2点
事業の内容			全く感じられない	1点
	協働の必要性	◎ 提案団体と市が協働することにより事業をより効果的(お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより効果的な実施が可能になるなど)に行うことが期待できるか。	十分に期待できる	5点
			おおむね期待できる	4点
			普通である	3点
			あまり期待できない	2点
事業の内容			全く期待できない	1点

	協働の 役割分担	◎ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ◎ 行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
中長期計画	継続能力	◎ 提案した事業を継続していくために、組織の成長・自立を考えた中長期的な展望を持っているか。 ◎ 団体自ら資金や人材の確保に努めているか。 ◎ 将来的な事業継続の見込みは感じられるか。	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点

(委員一人あたり45点満点)

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年 8 月 3 日訓令（乙）第119号

改正

平成24年 3 月27日訓令乙第21号

平成25年 3 月15日訓令乙第 7 号

平成25年 6 月14日訓令乙第107号

平成26年 3 月 3 日訓令乙第 8 号

平成27年 3 月31日訓令乙第42号

平成29年 5 月25日訓令乙第113号

平成30年 4 月25日訓令乙第80号

武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- （2） 運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き1年以上適切に行われていること。
- （3） 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- （4） 5人以上の者で組織されていること。
- （5） 次のいずれにも該当しない団体であること。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

（協働事業の提案）

第3条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。

3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号まで（協働型事業にあつては、第1号から第4号まで）のいずれにも該当する事業であって、かつ、第5号から第8号までのいずれかに該当するものとする。

（1）地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業

（2）市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業

（3）人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業

（4）三の年度にわたり実施することができる事業

（5）市民の地域活動への参画が促進される事業

（6）市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業

- (7) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業
 - (8) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。
- (1) 現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）
 - (2) 営利のみを目的とした事業
 - (3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業
 - (4) 学術的な研究のみを目的とした事業
 - (5) 調査のみを目的とした事業
 - (6) 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業
 - (7) 交流又は親睦のみを目的とした事業
 - (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
 - (9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業
- （協働事業の期間）

第4条 協働事業の実施期間は、協働型事業にあつては三年度にわたる期間とし、団体育成型事業にあつては当該年度にわたる期間とする。

（事業の公募）

第5条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

（提案の手続）

第6条 協働事業の実施についての提案は、次に掲げる書類を募集要項に定める期日までにボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を経由して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 協働事業提案制度提案書（第1号様式）
- (2) 協働事業提案制度企画書（第2号様式）
- (3) 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）
- (4) 提案団体概要書（第4号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 協働型事業における二年度目以降の事業については、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出するものとする。

(1) 協働事業提案制度実施計画書（第5号様式）

(2) 協働事業提案制度単年度収支予算書（第6号様式）

(担当課の決定及び事前調整)

第7条 協働推進部協働推進課長は、協働事業の提案を受け付けたときは、当該提案事業に係る協働事業を担当する課（以下「担当課」という。）を定めるものとする。

2 前項において定められた担当課は、遅滞なく前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）及びセンターとの事前調整を行い、提案内容を確定しなければならない。

(提案の辞退)

第8条 提案団体は、諸事情により提案を辞退する必要があるときは、その旨を書面により第19条第1項の規定により置く武蔵村山市市民協働推進会議（同項を除き、以下「推進会議」という。）へ提出しなければならない。

2 前項の書面の提出期限は、審査に係る推進会議が開催される日の7日前までとする。

(審査)

第9条 市長は、第6条の規定による提案があったときは、推進会議にその内容を審査させ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について報告させることができる。

2 審査に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

(採択の決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた上で、当該提案に係る協働事業を採択するかどうかを決定するものとする。

(決定の通知)

第11条 市長は、前条の規定による決定をしたときは、協働事業提案制度採択（不採択）通知書（第7号様式）により、提案団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。

(3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

（事業の実施時期）

第13条 実施団体は、第10条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し市において新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

（予算措置）

第14条 協働事業の実施に関し必要な予算は、協働推進部協働推進課が、計上するものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の表に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

事業の区分	限度額	
協働型事業	1年目	800,000円
	2年目	700,000円
	3年目	600,000円
団体育成型事業	250,000円	

2 市長は、第17条第1項の規定により行う事業の評価結果を勘案し、必要と認めるときは、翌年度の採択を取り消すことができる。

3 市長は、協働型事業として採択された事業の団体が三年度にわたる実施期間の途中で事業の実施を辞退する場合は、その理由により補助金を減額することができる。

（事業報告）

第16条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 協働事業提案制度事業結果報告書（第8号様式）

(2) 協働事業自己評価書（第9号様式）

(3) 協働事業提案制度収支決算書（第10号様式）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市担当課は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、前項第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

3 推進会議は、実施団体に対し、必要に応じて事業実施年度の途中に報告を求めることができる。

(事業の評価)

第17条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、前条の規定により提出された書類及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、当該報告に係る事業の評価について、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

4 評価に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

5 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業提案制度評価書（第11号様式）を実施団体に交付するものとする。

(公表)

第18条 市長は、毎年度、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

(推進会議の設置)

第19条 第9条第1項の規定による審査及び第17条第1項の規定による評価を行う機関として、武蔵村山市市民協働推進会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止)

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成21年武蔵村山市訓令（乙）第91号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日訓令（乙）第7号）

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年6月14日訓令（乙）第107号）

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則（平成26年3月3日訓令（乙）第8号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定は、平成26年4月1日以後に採択の決定を行った協働事業について適用する。

附 則（平成27年3月31日訓令（乙）第42号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第13条の規定は、平成27年4月1日以後に採択を行った協働事業について適用する。
- 3 平成27年度に2年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を800,000円、翌年度に係る補助金の限度額を700,000円とし、平成27年度に3年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を700,000円とする。

附 則（平成29年5月25日訓令（乙）第113号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第6条の規定は、平成29年6月1日以後に新たに提出される協働事業の実施に係る提案について適用し、同日以前に提出される提案については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

第6号様式（第6条関係）

第7号様式（第11条関係）

第8号様式（第16条関係）

第9号様式（第16条関係）

第10号様式（第16条関係）

第11号様式（第17条関係）

武蔵村山市協働事業提案制度平成29年度実施事業報告会実施要領

1 開催目的

協働事業の成果をこれからの協働に生かし協働の質を高めるとともに、協働事業の信頼性・透明性の向上を図ることを目的に開催する。

2 開催日時

第1回 平成30年4月19日（木）午後7時から

第2回 平成30年4月26日（木）午後7時から

3 開催場所 武蔵村山市ボランティア・市民活動センター会議室

4 主 催 武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）

5 出席者 実施団体、協働所管課、推進会議委員及び一般参加者

6 事務局 協働推進部 協働推進課

7 実施方法

- (1) 実施団体、市担当課（協働事業型の場合）は協働事業自己評価書（達成度別の5段階評価及び評価の理由の記入）に基づき自己評価を行った上、協働推進課に提出し、市が報告会出席者に配布する。
- (2) 実施団体及び市担当課は武蔵村山市協働事業提案制度実施事業結果報告書に基づき、事業報告を行う。報告の時間は、一事業当たり15分以内とする。
- (3) 報告会出席者との質疑応答を行い、推進会議は、適宜助言を行う。質疑応答の時間は、一事業当たり30分以内とする。
- (4) 実施団体、市担当課及び一般参加者の退席後、推進会議で事業評価を行う。

8 評価項目

(1) 現状・課題・目的

市の現状・課題を適切に把握していたか。
地域の課題解決につながったか。
目標を達成することはできたか。

(2) 事業内容

事業の実施方法や手法はどうだったか。
設定した事業の効果は得られたか。
事業スケジュールに問題はなかったか。
事業の実施体制はどうだったか。

効率的なコストで事業運営はできたか。

(3) 協働という事業形態

市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか。

協働事業として実施する意義があったか。

協働相手は妥当だったか。

事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか。

事業の進捗状況等について情報交換などの意思疎通は十分だったか。

単独で実施するより効率的・効果的に実施できたか。

問題発生に際し、適切に対応したか。

今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか。

(4) 実施能力

事業を実施して、団体の実施能力は向上したか。

事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか。

(5) 事業実施を通して学んだことは何か。

(6) 新たに気付いた課題は何か。

9 評価基準

各評価項目 1 点～5 点の 5 段階で評価を記入するものとし、評価の基準は別紙のとおりとする。

協働事業提案制度 評価基準

点 数	基 準
1	当初の計画・目標を大きく下回った。改善すべき課題が数多く、根本から見直す必要がある。
2	当初の計画・目標を下回った。不十分な内容であり、課題を解消していく必要がある。
3	おおむね当初の計画・目標どおりだった。一部に課題を残しており、今後の改善が望まれる。
4	当初の計画・目標どおりだった。今後はさらなる工夫や改善により、より効果的に事業を実施していくことが期待される。
5	当初の計画・目標を上回った。事業をさらに発展させ、より大きなインパクトを実現することが期待される。

「事業実施を通して学んだこと」「新たに気付いた課題」の2項目については、下記の基準で評価する。

項 目	基 準
事業実施を通して学んだことは何か	事業からの学びがあり、それを今後の活動に生かそうとする姿勢が感じられるか。 5 とても感じられる 4 感じられる 3 どちらともいえない 2 あまり感じられない 1 全く感じられない
新たに気付いた課題は何か	新たな課題やニーズへの気付きがあり、それに取り組んでいく姿勢が感じられるか。 5 とても感じられる 4 感じられる 3 どちらともいえない 2 あまり感じられない 1 全く感じられない

武蔵村山市協働事業提案制度
平成 2 9 年度実施事業評価報告書

平成 3 0 年 6 月

武蔵村山市